

# 新井孝行基金 募集要項（2025年）

2025年4月吉日  
公益財団法人公益推進協会

## 目的

当基金は、闘病の末にお亡くなりになった故新井孝行氏のご遺志に基づき設立されました。長期にわたる治療や療養が必要な子どもたち<sup>注1</sup>へのサポート、さらに、純粋に夢中になれる瞬間を多く生み出せるような支援が望まれます。難病で苦しむ子どもやその兄弟たちが、それぞれの居場所において、本来の笑顔や楽しみを取り戻してもらうことを願い、子どもたちが希望を失わずに日々を送ることができる環境づくりを支援します。

**注1** 小児がんや指定難病、小児慢性特性疾病などの疾病のある子どもたち

## 助成額

※補助率等の制限はありません。

- ① 医療・滞在型施設を持つ法人 1件あたり **100万円**以内
- ② 子どもの受け入れ施設を持たない法人 1件あたり **50万円**以内

## 助成件数

①と②あわせて5件～10件程度（助成総額500万円程度）

## 募集期間

2025年4月21日～2025年7月16日（※WEB申請 **17:00**締切）

## 助成対象

- (1) 助成対象団体 以下の要件を全て満たしている法人
  - ① 関東（東京・埼玉・神奈川・千葉・群馬・茨城・栃木）に所在する法人であること
  - ② NPO法人、社団法人、財団法人等、法人設立から1年以上の活動実績のある非営利法人であること  
※国、地方自治体、宗教法人、個人、任意団体、営利を目的とした株式会社・有限会社、趣旨や活動が政治・宗教・思想・営利などの目的に偏る団体は該当しません。
  - ③ 団体の活動をホームページ、SNSや会報誌等で公表していること
- (2) 助成対象事業 日本国内における以下の要件のいずれかを満たしている事業
  - ① 長期的な療養・治療が必要とされる子どもたちを支援するための事業
  - ② 「きょうだい児」の心のケアを目的とした支援事業
  - ③ 上記目的を達成しようとするその他の事業

※研究に関わる助成は対象とはなりません。

### 助成対象となる事業例

- ・小児病棟内のリフォーム
- ・入院中の子どもの為の備品拡充のための購入（図書や電子玩具・タブレット等の購入など）

- ・小児病棟や療養施設等におけるお楽しみ会など
  - ・「きょうだい児」を対象とした夏休みキャンプやイベント
- (3) 助成対象期間 単年度（2025年10月1日～2026年9月30日）
- (4) 対象経費 助成金の使途は、申請する事業活動に伴う経費です。  
単価が5万円を超える経費には見積書の写しが必要です。

### 制限事項

#### ①医療・滞在型施設を持つ法人の場合

環境整備にかかる、設備投資・備品購入・人件費の制限はありません。但し、人件費は、助成事業の実施において追加的に発生する費用に限ります。

#### ②子どもの受け入れ施設を持たない法人の場合

助成事業の実施において必要とされる備品の購入は、総額20万円まで認めます。但し、団体が通常業務において備えるべき備品（パソコン・プリンター・カメラ等）の購入費・地代家賃・水道光熱費・常勤スタッフの人件費等の経常費用は対象となりません。

### 応募方法

右記のQRコードまたはURL（<https://form.run/@kikaku-xA28EsA8BmXGdk602Qen>）からWEB上で申請を行ってください。応募には申請補助資料等の添付が必要です。



#### ① 申請補助資料（助成実績・収支概要）

※当財団ホームページ（<https://kosuikyo.com/>）よりダウンロードしてください。

#### ② 定款

#### ③ 前年度の決算書（貸借対照表と収支計算書等）と事業報告書

#### ④ 履歴事項全部証明書（発行6ヶ月以内・コピーも可）

#### ⑤ 活動状況の公表資料

※ホームページやSNSがある場合はURLを記載、紙媒体の場合は直近の資料を提出してください。

#### ⑥ 申請金額の根拠となる見積書の写し ※単価が5万円を超える経費は必須

#### ⑦ 【任意提出】企画書（A4サイズ2枚まで）

※見積書は備品購入や機材整備の他、役務であっても事業執行過程で業者等から徴取したものがあある場合には必ず添付してください。

※申請後の差し替え・修正等には原則応じられませんので必ず事前のご確認をお願いします。

ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。あらかじめ余裕をもって手続きをお願いします。

#### □選考方法及び通知

##### （1）選考

当財団の選考委員会に置いて厳正に書類選考し、常任理事会で決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください、また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

##### （2）結果通知

2025年8月下旬を目処に申請者に対し、採否をメールで通知します。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

#### □助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。

その用紙が当財団に返送され到着後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

#### □助成決定者の義務

- ・当助成金で実施する事業に関する広報物（チラシ・パンフレット・SNS・ホームページ等）に、「**公益財団法人公益推進協会 新井孝行基金による助成事業**」であることを必ず明記してください。
  - ・助成金を受給した場合は、申請の予定通り事業を遂行してください。
  - ・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
  - ・助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に下記書類をGoogleフォームにて提出してください。  
提出には、Google アカウントが必要となりますので、事前にご用意ください。
- ① 助成事業報告書（指定書式）
  - ② 助成事業収支報告書（指定書式）※支払先や支払金額が明記された領収証やレシートの写しを必ず添付
- ・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■やむを得ず以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

- ・助成対象事業の内容を変更するとき
- ・助成対象事業を中止する場合や重複しての受給となることが判明したとき
- ・助成実施期間の延長を希望する場合

#### □助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- (1) 助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- (5) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (6) 応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

助成に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階

公益財団法人公益推進協会 新井孝行基金担当

E-mail: info@kosuikyo.com（件名は「【問合せ】新井孝行基金\_団体名」としてください）

